

回覧													

消費生活センターだより

No.126

発行日

R3. 10. 1

知っておきたい!!

クーリング・オフのルール

「クーリング・オフ」は、契約後に冷静に考え直す時間を設け、一定の期間内であれば、無条件で契約を解除できる制度です。ただし、クーリング・オフできる取引や契約内容に条件がありますので、下記の表を参考に不明点はお問い合わせください。なお、期間は契約書面受領日を1日目（起算日）として数えます。

※ **TVショッピング** ・ **カタログ通販** ・ **ネット通販** などの通信販売にクーリング・オフの適用はありませんのでご注意ください。

取引形態	適用対象の契約内容	期間
訪問販売	家庭訪販、キャッチセールスなど店舗以外での契約	8日間
電話勧誘販売	業者からの電話勧誘によって申込した契約	8日間
連鎖販売取引	知人等に商品を紹介販売し利益を得ることを目的とする商品購入等の契約（マルチ商法）	20日間
特定継続的役務提供	学習塾、エステなどの契約（契約金額や期間に条件あり）	8日間
業務提供誘引販売	業者から提供される仕事で収入を得ることを目的とした商品購入等の契約	20日間
訪問購入	業者が自宅などを訪ねてきて不用品等を買取る契約	8日間

クーリング・オフは自分でできます。
作成したらコピーを取り、控えを手元に残し
特定記録郵便で配達記録が確認できる方法で郵送しましょう。



消費生活センターは消費生活に関する相談窓口です。専門の相談員が契約トラブル等の相談を受け付け、助言や必要に応じてあっせんを行います。相談は無料ですのでお気軽にご相談ください。

久慈市・久慈広域消費生活センター ☎0194-54-8004

多重債務者 弁護士無料相談

借金問題でお悩みの方のために、弁護士による無料法律相談会を開催しています。
一人で悩まず、弁護士や相談員と一緒に解決方法を見つけましょう。

相談日：10月28日(木)
時間：午前10時～午後3時(一人40分間)
問い合わせ：**要予約** 久慈市・久慈広域消費生活センター
☎ 0194-54-8004



※相談時間に限りがありますので、事前に消費生活相談員と打ち合わせをおすすめします。
※多重債務以外の相談も可能ですので、お問い合わせください。

令和3年度
久慈市・久慈広域消費生活センター

出張相談会開催中!

悪質商法などの消費生活トラブル、多重債務でお困りの方は、お気軽にご利用ください。

洋野町民文化会館 セシリアホール	野田村 総合センター	洋野町役場 大野庁舎	普代村役場
10月4日(月)	10月11日(月)		10月5日(火) ※10:00~15:00
11月8日(月)	11月15日(月)	11月22日(月)	

- **要予約** ①13:30~14:10 ②14:10~14:50 ③14:50~15:30
※予約の受付は、当日10時までです。(普代村は前日16時まで)
※予約がない場合、消費生活相談員の派遣は中止となります。
- 相談内容に関係する書類などは、忘れずにご持参ください。
【予約・問い合わせ】 久慈市・久慈広域消費生活センター
☎0194-54-8004



消費生活 NEWS

通信販売で購入したものは クーリング・オフできません

テレビショッピング・ネットショッピング・カタログ通販などの通信販売は、クーリング・オフの適用がないため、返品・交換やキャンセルの際は業者の規定に従うことになります。

未使用未開封なら一定期間内に連絡をすれば対応してくれる業者もあれば、一切対応しない業者もありますので、注文前に「利用規約」を確認しましょう。確認方法がわからない場合は、お気軽に消費生活センターにお問い合わせください。

